

なごみの郷 通所介護事業所 ご利用料金表

【基本部分：認知症対応型通所介護費】

(5級地 1単位：10.55)

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	通所介護費			
		基本単位	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)	利用者負担金 (3割負担の方)
5時間以上 6時間未満	要介護1	769 単位	811 円	1,622 円	2,433 円
	要介護2	852 単位	899 円	1,798 円	2,696 円
	要介護3	934 単位	985 円	1,971 円	2,956 円
	要介護4	1014 単位	1,070 円	2,139 円	3,209 円
	要介護5	1097 単位	1,157 円	2,315 円	3,472 円
7時間以上 8時間未満	要介護1	892 単位	941 円	1,882 円	2,823 円
	要介護2	987 単位	1,041 円	2,082 円	3,124 円
	要介護3	1084 単位	1,144 円	2,288 円	3,431 円
	要介護4	1181 単位	1,246 円	2,492 円	3,738 円
	要介護5	1276 単位	1,346 円	2,692 円	4,038 円

※利用料の算定については、利用単位の合計に **10.55** を掛けた値が金額となります。

※実際の料金は算定の端数計算上、数円単位の誤差が生じる可能性があります。

※上記の基本利用料は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本料金も自動的に改訂されます。その場合は事前に新しい基本料金を書面でお知らせします。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額			
		単位数	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)	利用者負担金 (3割負担の方)
個別機能訓練 加算(Ⅰ)	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合 (1日につき)	56 単位	59 円	118 円	177 円
個別機能訓練 加算(Ⅱ)		85 単位	89 円	179 円	269 円

入浴介助加算 (Ⅰ)	1日につき	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助を行う。	40 単位	43 円	85 円	127 円
入浴介助加算 (Ⅱ)		当該加算の算定要件を満たす場合 ※ⅠとⅡは併算定不可	55 単位	58 円	116 円	174 円
生活機能向上 連携加算Ⅱ		当該加算の算定要件を満たす場合 (1月につき)	200 単位	211 円	422 円	633 円
生活機能向上 連携加算Ⅱ2			100 単位	106 円	211 円	317 円
ADL維持等加算 (Ⅰ)		当該加算の算定要件を満たす場合 (1月につき) ※(Ⅰ)・(Ⅱ)のどちらかを算定。	30 単位	32 円	63 円	95 円
ADL維持等加算 (Ⅱ)			60 単位	64 円	127 円	190 円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (1回につき)		介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。	20 単位	22 円	43 円	64 円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (1回につき)		利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。	5 単位	5 円	10 円	16 円
科学的介護推進 体制加算 (1月につき)		・入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	40 単位	43 円	85 円	127 円
②感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも5%以上減少している場合。			基本報酬の3%を加算			
サービス提供 体制強化加算 Ⅰ	1回につき	以下のいずれかに該当すること。① 介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	22 単位	24 円	47 円	70 円
サービス提供 体制強化加算 Ⅱ		介護福祉士50%以上	18 単位	19 円	38 円	57 円
サービス提供 体制強化加算 Ⅲ		以下のいずれかに該当すること。① 介護福祉士40%以上 ②勤続7年以上30%以上	6 単位	7 円	13 円	19 円

介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※加算Ⅰ～Ⅴのいずれか1つを算定する。 ※当該加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。	利用単位の10.4%
介護職員処遇改善加算Ⅱ		利用単位の7.6%
介護職員処遇改善加算Ⅲ		利用単位の4.2%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※加算Ⅰ・Ⅱのいずれか1つを算定する。	利用単位の3.1%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ		利用単位の2.4%

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件(概要)	減算額		
		利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)	利用者負担金 (3割負担の方)
送迎を行わない場合の減算	利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との送迎を行わない場合(片道につき)	47 単位 49 円	99 円	148 円
同一建物減算	同一建物居住又は同一建物から利用する方にサービスを行う場合(1日につき)	94 単位 99 円	198 円	297 円

R3. 4. 1現在